

## 防衛省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成19年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成20年3月31日付け防官企第4115号による送付分）における実績評価方式による2件の政策評価
- イ 「平成19年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成20年3月31日付け防官企第4115号による送付分）及び「平成20年度事前、中間段階の事業評価の政策評価書」（平成20年8月29日付け防官企第10220号による送付分）における事業評価方式による15件（注）の政策評価（事前8件、事後7件）

（注）送付を受けた50件の政策評価のうち、総合評価方式による政策評価（12件）及び研究開発を対象とした政策評価（23件）を除いた15件の政策評価。また、総合評価方式による政策評価及び研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成19年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」における実績評価方式による2件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無			
○防衛省における環境への配慮									
1	事務活動における環境配慮	○	基本目標 1 事務活動における環境配慮 事務活動において、職員自らが身近なところから地球温暖化対策等に係る各種施策の実践に努めるとともに、省エネ・省資源を推進し、廃棄物の削減及びリサイクルを推進する。	/					
		○	下位目標 1 平成16年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える。	1	低公害車保有率 （低公害車保有数／一般公用車保有数）	100%	○		
		○	下位目標 2 公用車で使用する燃料の量を現状（13'実績：以下同じ）比で平成18年度までに概ね85%以下とする。	1	公用車の燃料使用量	14,939GJ	○		
		○	下位目標 3 用紙類の使用量を現状比で平成18年度まで増加させない。	1	用紙類の使用量	1,274t	○		
		○	下位目標 4 事務所の単位面積当たりの電気使用量を現状比で平成18年度までに概ね90%以下とする。	1	事務所の単位面積当たりの電気使用量	118.4kwh/m <sup>2</sup>	○		
		○	下位目標 5 エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を現状比で平成18年度まで増加させない。	1	エネルギー供給設備等で使用する燃料の量	855,731GJ	○		
		○	下位目標 6 事務所の単位面積当たりの上水使用量を現状比で平成18年度までに90%以下とする。	1	事務所の単位面積当たりの上水使用量	1.52m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	○		
		○	下位目標 7 事務所から排出される廃棄物の量を現状比で平成18年度までに概ね75%以下とする。	1	事務所から排出される廃棄物の量	2,672t	○		
		○	下位目標 8 廃棄物中の可燃ごみの量を現状比で平成18年度までに概ね60%以下とする。	1	廃棄物中の可燃ごみの量	1,271t	○		
2	グリーン調達 の推進	○	基本目標 2 グリーン調達の推進 物品や役務の調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択するグリーン調達を推進する。	/					
		○	下位目標 9 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき毎年度策定される防衛省の調達方針に従い調達を推進する。	1	特定調達物品等の調達率（特定調達物品等の調達量／総調達量）の平均	100%	○		
合計	2 政策	○=2 ○=9	/			9	/		○=9

(注) 1 防衛省の「平成19年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「基本目標」欄又は「下位目標」欄に記載されている達成目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

### 3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### （事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－4－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「平成 20 年度事前、中間段階の事業評価の政策評価書」における事業評価方式による 8 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	対空戦闘指揮統制システム	○ 対空戦闘指揮統制システムを導入することにより、方面隊から師団等まで陸上自衛隊の保有する対空火力（中距離地对空誘導弾、ホーク、短距離地对空誘導弾、近距離地对空誘導弾等）を接続し対空情報を共有することで、一元的な指揮・統制が可能となり、重複射撃や打ち漏らしを防止できるほか、航空自衛隊の自動警戒管制システムとの接続により、より広域からの情報取得が可能となり、効率的な対空戦闘も可能となる。	△ 開発段階における各種試験時に実施	○ 対空戦闘指揮統制システムの能力については、開発段階における各種試験により確認するとともに、部隊においてその作戦運用における効果的な用法の確立により確認する。
2	中距離多目的誘導弾	○ 79HATMの対舟艇・対機甲火力と87ATMの精密誘導能力を合わせ持ち、非装甲、人員、構造物等にも有効に対処できるなど多目的性を有するため、運用の柔軟性が向上するとともに、整備数量の効率化が見込める。車両搭載することに加え、空輸や空投も可能であることから、離島侵攻対処をはじめ新たな脅威や多様な事態において機動性、即応性を向上させた形での対処が見込める。また、搜索・標定機能を有することで効率的に目標を探知して対処できるため、ゲリラや特殊部隊などへの対処能力の向上が見込める。	△ 開発段階における各種試験時に実施	○ 中距離多目的誘導弾の能力については、開発段階における各種試験により確認するとともに、部隊においてその作戦運用における効果的な用法の確立により確認する。
3	移動式医療システム	○ 病院レベルの高度の医療機器等を有するため、国際平和協力活動において、医療水準が低い地域等でも派遣隊員が十分な医療を受けることができるようになるため、隊員の安全確保という観点から効果が期待できる。また、現地の住民に対しても効果的な医療支援活動を行うことができるようになるなど効果は大きい。さらに、国際平和協力活動だけではなく、国内での大規模震災等の各種事態においても、必要に応じて被災地に展開するなどして活用することも可能である。	△ 各種試験時に実施	○ 移動式医療システムの能力については、陸上自衛隊で実施する各種試験において確認するとともに、部隊等においてその運用における効果的な用法の確立により確認する。
15	旭川庁舎整備事業	○ 当該事業の実施により、建物が狭隘であること、また建設後55年以上が経過し老朽化が著しく、躯体を構成する鉄筋の腐食、コンクリート部分のひび割れや剥離等の劣化が進行しており、維持補修に多大な労力を要するなど効率的な業務が行えない状況が解消され、陸上自衛隊が使用する師団司令部庁舎における業務の効率化が図られる。	○ 施設の完成検査時	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
16	帯広庁舎整備事業	○ 当該事業の実施により、建物が狭隘であること、また建設後53年以上が経過し老朽化が著しく、躯体を構成する鉄筋の腐食、コンクリート部分のひび割れや剥離等の劣化が進行しており、維持補修に多大な労力を要するなど効率的な業務が行えない状況にあるとともに、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いという診断結果が得られた状況が解消され、陸上自衛隊が使用する旅団司令部庁舎における業務の効率化が図られる。	○ 施設の完成検査時	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
17	仙台庁舎整備事業	○ 当該事業の実施により、建物は耐震対策上の危険性が高い状況が解消され、陸上自衛隊が使用する#248庁舎における業務の安全化が図られる。	○ 施設の完成検査時	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
18	武山多目的施設整備事業	○ 当該事業の実施により、少年工科学校の生徒の学生化に伴い、学生数が増加するとともに教育内容が大きく変化するため、学生の向学意欲の醸成、また、学生の諸行事に必要な教育設備を確保して教育の効率化を図るとともに学校の象徴の建設により学校の魅力化を図る等の必要な状況が満たされ、新たな教育基盤等の整備が整うとともに学生の処遇改善が図られる。	○ 施設の完成検査時	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
19	佐世保（立神）艦艇係留施設整備事業	○ 当該事業の実施により、水深不足であることから一部の大型艦艇に対し効率的な後方支援業務が行えない状況が解消し、海上自衛隊が使用する艦艇係留施設における後方支援業務の効率化が図られる。	○ 施設の完成検査時	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
合計		○ = 8	○ = 5 △ = 3	○ = 8

(注) 1 防衛省の「平成20年度事前、中間段階の事業評価の政策評価書」を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>

## 4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

### （1）審査の考え方と点検の項目

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

### （2）審査の結果

「平成19年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成20年度事前、中間段階の事業評価の政策評価書」における事業評価方式による7件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
後1	百里燃料貯蔵施設整備事業	○ 老朽化した既設タンク3基をタンク1基及び附帯施設（燃料ポンプ室、資材庫等）に集約し整備することにより、老朽化が著しく度重なる補修や漏油による周辺地域への環境汚染が生じるおそれがある状況や分散配置されているため日々の点検業務に時間を要する状況を解消し、維持管理業務の効率化を図る。	○ 集約整備したことにより点検時間が約40分短縮でき、また、タンクを地下に設置したことにより維持管理面積が減少したことなどから、年間の作業時間が約1,152時間短縮できたことから、日々の点検業務及び施設の管理業務の効率化が図られた。  (整備前) 点検業務：約60分/日 管理業務：約1,440時間/年（1回当たり9人体制、作業日数5日） (整備後) 点検業務：約20分/日 管理業務：約288時間/年（1回当たり3人体制、作業日数3日）  (注) 点検業務は2人体制で1日につき1回行われている点検に要する時間を、管理業務は1年につき4回行われている延べ時間を記載している。
後14	三沢飛行場における駐機場整備事業	○ 駐機場、誘導路の拡幅及び附帯施設を整備することにより、既存の駐機・誘導路スペースの幅が狭いため、駐機中の航空機と飛行場地区の施設との間隔及び駐機中の航空機と誘導路を通過する航空機との翼端間隔について十分な距離が確保できず、航空機の安全かつ効率的な運用に支障を来している状況を解消し、航空機運用の効率化を図る。	○ 当該事業の実施により、駐機場及び誘導路に必要なスペースが確保され、航空機の安全かつ効率的な運用に支障を来している状況が解消されたことにより航空機運用の効率化が図られた。
後15	横田飛行場における消防署整備事業	○ 消防署及び附帯施設を整備することにより、老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況や事務室、車庫等が狭隘なため、一部消防車両についてはやむを得ず屋外での駐車・整備を余儀なくされていた状況を解消し、飛行場内の消防業務の効率化を図る。	○ 当該事業の実施により、老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況や一部消防車両が屋外での駐車・整備を余儀なくされていた状況が解消され、消防業務の効率化が図られた。
後16	広弾薬庫における岸壁整備事業	○ 既存岸壁及び護岸を改修し、複数の弾薬等運搬船の接岸に必要な延長等を確保することにより、一度に多くの弾薬等の荷役ができず、効率的な業務が行えない状況を解消し、船舶の寄港時における弾薬等の荷役業務の効率化を図る。	○ 当該事業の実施により、複数の弾薬等運搬船の接岸に必要な岸壁の延長等が確保され、一度に多くの弾薬等の荷役ができるようになり、船舶の寄港時における弾薬等の荷役業務の効率化が図られた。
後17	針尾住宅地区における家族住宅（中層）整備事業	○ 家族住棟1棟（44戸）及び附帯施設を建設することにより、艦船の追加配備等により軍人数が増加したことによる慢性的な住宅不足を解消し、米軍人・軍属及びその家族の生活環境の確保を図る。	○ 家族住宅1棟（44戸）が整備され、米軍人・軍属及びその家族の生活環境の確保が図られた。

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
後18	キャンプ・ハンセンにおける管理棟（装備品）整備事業	○ 老朽化した既存建物4棟を建物1棟及び付帯施設（駐車場、通信設備等）に集約し整備することにより、老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要している状況や建物が狭隘で分散しているため、個人用装備品等の一元的な管理ができず、また情報伝達に時間を要するなど効率的な管理や発給業務が行えない状況を解消し、個人用装備品等の適正な管理、情報伝達の短縮化及び作業性向上など業務の効率化を図る。	○ 当該事業の実施により、老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況が解消されるとともに、建物を集約することにより、個人用装備品等の適正な管理、情報伝達の短縮化及び作業性向上など業務の効率化が図られた。
中1	99式自走155mmりゅう弾砲	○ 射距離・発射速度の向上、弾丸及び装薬の自動装填、自動照準及びこれらの操作に要する必要最小限の人員により、遠距離・広域化、瞬間交戦性といった自走りゅう弾砲としての基本性能の向上や効率化が図られ、現在の諸外国の同様の火砲に比して劣らない性能を有することができ、本格的な侵略事態への備えの一つとして、防衛力の本来の役割を十分に果たすことが可能となる。	○ 操作人員としては、75式HSPの操作に6名を要していたことに比して、99式HSPは4名で操作出来るように操作性の向上が図られ省人化されたため、自走りゅう弾砲としての基本性能の向上と相まって、効率的な防衛力整備が行われている。
合計		○=7	○=7

- (注) 1 防衛省の「平成19年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成20年度事前、中間段階の事業評価の政策評価書」を基に当省が作成した。
- 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>